

## 南三陸ポータルセンター 交流ルーム利用規約

### 第1条(目的)

本利用規約は、交流ルームの利用に関して必要な事項を定めることを目的とします。

### 第2条(利用範囲)

交流ルームは、会議や打合せ、講習会、研修会、交流会等の団体利用、仕事やオンライン会議、コワーキングスペースなどの個人利用ができます。交流ルーム内での飲食も可能です(飲酒は除く)。

### 第3条(利用料のお支払い)

個人、団体問わず原則当日精算となります。

精算方法…現金、クレジットカード、電子マネー等で支払可能

※やむを得ない事情により当日清算が難しい場合は事前にご相談ください

### 第4条(利用料減免)

公立私立を問わず、南三陸町内に設置された幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校は無料で施設利用が可能です。減免対象は学校名での利用に限ります。個人利用の場合は対象外です。

### 第5条(交流ルーム利用者の遵守事項)

- (1)利用時間は所定の範囲内とすること
- (2)利用後の原状回復及び清掃を行うこと
- (3)建造物、設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと
- (4)貴重品等は、利用者の責任において管理すること

2. 前項各号に違反して交流ルーム利用者に損害が生じた場合、その原因の如何にかかわらず、南三陸町観光協会(以下、当協会)は一切責任を負いません。

3. 交流ルーム利用者の責における付属設備機器の損壊又は著しい会議室の汚損等が生じた場合は、当協会が指定する内容で実費弁償を求めます。

### 第6条(禁止事項)

交流ルーム利用者は、次の事項を行うことを禁止とします。

- (1)当協会の承認しない掲示、物品販売、音楽関係の催事、その他施設に悪影響を及ぼす行為
- (2)交流ルーム内及び敷地内での飲酒・喫煙
- (3)利用申請をせずに映像・音響機器を使用すること
- (4)壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用 机その他に落書き又は傷をつける行為
- (5)施設敷地内での立て看板・ビラ配布等
- (6)政治・宗教活動、寄附行為、入会勧誘行為を目的とした利用

- (7)他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (8)その他当協会が認めないもの

#### 第7条(利用制限)

交流ルーム利用者が次のいずれかに該当する場合、当協会は、交流ルームの利用の取消等の措置を取ることができます。

- (1)申込内容に偽りがある場合
- (2)第三者に転貸又は譲渡した場合
- (3)本利用規約に違反した場合
- (4)公序良俗に反する場合
- (5)暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係している場合
- (6)その他、当協会の指示に従わない場合

2024年4月1日  
一般社団法人南三陸町観光協会